（納税管理人に処理させる必要があると認められる国税に関する事項）

第十二条の二　法第百十七条第三項（納税管理人）に規定する財務省令で定める国税に関する事項は、次に掲げる事項その他これに類する事項とする。

一　国税に関する調査において国税局長若しくは税務署長又は国税局若しくは税務署の当該職員（次号において「国税局長等」という。）が法第百十七条第三項の納税者に対して発する書類を受領し、及び当該納税者に対して当該書類を送付すること。

二　国税に関する調査において法第百十七条第三項の納税者が国税局長等に対して提出する書類を受領し、及び当該国税局長等に対して当該書類を提出すること。

第十三条中「請求」を「請求等」に改め、「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削り、「担保権」を「質権」に改める。

第十五条第一項中「第百二十四条第一項」を「第百二十四条第一項」を「第百二十四条」に改める。

別紙第１号書式中「、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印」を「及び領収者名」に改める。

別紙第１号の２書式中「、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印」を「及び領収者名」に、「、領収者名及び領収印）又は（領収者名（受託者名）の表示のある領収日付印（受託日付印」を「（受託年月日）及び領収者名（受託者名」に、「受託者名の表示のある受託日付印」を「受託年月日及び受託者名」に改める。

別紙第２号書式中「囘」を削り、「、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印」を「及び領収者名」に改める。

別紙第２号の２書式中「囘」を削り、「、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印」を「及び領収者名」に、「、領収者名及び領収印）又は（領収者名（受託者名）の表示のある領収日付印（受託日付印」を「（受託年月日）及び領収者名（受託者名」に、「受託者名の表示のある受託日付印」を「受託年月日及び受託者名」に改める。

別紙第３号書式中「囘」を削る。

別紙第８号書式中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十一条の二の改正規定及び第十二条の次に一条を加える改正規定　令和四年一月一日

二　第一条の三の改正規定、第一条の四第一号の改正規定、第二条の改正規定及び第三条の改正規定並びに附則第三条の規定　令和四年一月四日

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

（国税収納金整理資金事務取扱規則の一部改正）

第三条　国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六十条第二項中「とき」の下に「、又は国税通則法第三十四条第四項に規定する国外納付者から金融機関の同項に規定する国外営業所等を通じてされた国税収納官吏の預金口座（第五十五条ただし書の規定により現金を保管するための銀行への預入れに係る口座をいう。）に対する払込みによる現金の納付を受けたとき」を加える。

（法人番号の指定等に関する省令の一部改正）

第四条　法人番号の指定等に関する省令（平成二十六年財務省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号及び第十一条第二号中「第百二十四条第一項」を「第百二十四条」に改める。

○財務省令第二十号

国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）第七十条の規定に基づき、国税徴収法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

国税徴収法施行規則の一部を改正する省令

国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別紙第11号書式中「署名並印」を「署名」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。